

戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

戦没者の遺骨収集事業の概況について

- 戦没者の遺骨収集事業において、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった事例を受け、令和2年5月に厚生労働省において「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」をとりまとめ、公表。
- この抜本的な見直しの方針に基づく取組を進めてきたところであり、主に以下の取組を実施。

【事業実施体制の整備】

- 令和2年7月、厚生労働省に、遺骨の科学的な鑑定や鑑定に関する研究等を行う「戦没者遺骨鑑定センター」を大臣伺い定め室として立上げ（令和3年度中に省令室とする予定）。
- 専門的知識を有する者で構成された「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」を令和2年度に2回、令和3年度に1回開催し、当面の検討課題やDNA鑑定の進め方、遺骨の所属集団の判定方法等について議論。
- 遺骨の鑑定に関する外部専門家の登用や、遺骨の形質やDNA鑑定、遺骨収集の手順等に関する職員研修を実施。

【収容・鑑定のあり方の抜本的見直し】

- 遺骨収容のプロセスに関しては、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する等の抜本的な見直しを行い、その内容を「戦没者遺骨収集等における手順書」に反映。
- 遺骨鑑定のプロセスに関しても抜本的に見直し、戦没者遺骨鑑定センターの「身元特定DNA鑑定会議」において身元特定のためのDNA鑑定を実施することに加えて、「所属集団判定会議」を開催し、所属集団の判定を実施。
- 次世代シーケンサによるSNP分析及び同位体比分析の活用に向けた検討を実施。

【ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開】

- 有識者会議において遺骨収集事業の実施状況を報告。各課室から局内幹部に所管業務について報告・相談することに加えて、社会・援護局の担当審議官の下で「遺骨収集事業統括チーム」会合を定期的に開催し、事業の進捗管理の徹底や課題の共有等を実施。
- 「身元特定DNA鑑定会議」や「所属集団判定会議」の議事要旨を公表。

【その他】

- 収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱いや、今後の遺骨収集事業の実施等に関し、ロシア政府と複数回に渡り協議を実施。これまでの協議において、
 - ・ 今後も情報共有及び意見交換を継続して行う必要があること
 - ・ 旧ソ連地域における遺骨収集は、日ソ協定に定められているとおり、人道的観点に立脚し、両国民間の真の相互理解及び相互信頼の強化を目指し、実施してきたものであり、今後とも継続して行う必要があることについて、ロシア政府と認識を共有。今後とも引き続き協議を実施予定。
- 令和3年5月31日に実施予定であった千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、昨年度と同様中止。社会・援護局職員が丁寧に納骨を実施。
（参考）令和3年度の納骨数 274柱（内訳：硫黄島 39柱 旧ソ連（ロシア） 235柱）※千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨総数は370,114柱

戦没者の遺骨収集事業

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により収容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未収容遺骨（最大） 約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和3年3月末現在

これまでの遺骨収集事業の推移

第1次
昭和27年～32年

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万
2千柱

- ・旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
- ・もっぱら戦没者の象徴遺骨(遺骨の一部)を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

その後も、遺族や戦友による独自活動継続

・収容遺骨数
約1万2千柱

第2次
昭和42年～47年

- ・旧戦域に数多くの遺骨が放置されているとの遺族や戦友の指摘、旧戦域の開発等により、遺骨が発見される事例が多くなっていくことを踏まえ、改めて計画的な遺骨収集を実施(6年計画)。
- ・航空便の利用や現地住民を雇用して実施。

・収容遺骨数
約11万5千柱

第3次
昭和48年～50年

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施(昭和48年度～:2/3補助、平成13年度～:3/3補助)

- ・遺骨収容に国民の関心が高まったこと(横井庄一氏救出)、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る(3年計画)。

・収容遺骨数
約10万柱

昭和51年
～平成17年

- ・相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

・収容遺骨数
約8万6千柱

平成18年～
平成27年

- ・遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

・収容遺骨数
約3万2千柱

平成28年～現在

遺骨収集推進法により令和6年度までを集中実施期間として取組を促進

○平成28年度以降、交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書等から日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集。

○令和2年5月に取りまとめた戦没者遺骨収集事業の抜本的な見直し方針に基づき、①ガバナンスの強化、情報公開、②収容・鑑定のあり方の見直し、③見直しを実施するための体制の整備に取り組んでいる。

地域別戦没者遺骨収容概見図(令和3年3月末時点)



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、現地調査の計画

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和3年3月末時点）

地 域	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
【南方等戦闘地域の遺骨】					
硫黄島	19	17	42	11	46
沖縄	30	7	18	56	57
中部太平洋	89	124	98	264	2
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー	10	12	30		
北ボルネオ					
インドネシア(西伊アを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア	112	91	42		
ビスマーク・ソロモン諸島	326	457	494	5	
インド		3			
千島・樺太・アリューシャン	7	18	2	7	
中国東北地方（ノモンハンを含む）	20				
中国本土					
台湾・北朝鮮・韓国	1				
ベトナム・カンボジア・ラオス					
その他	1				
地域不明	4	1			
南方等 小計(柱)	619	730	726	343	105

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

旧ソ連	267	209	112	61	
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	267	209	112	61	0
合計(柱)	886	939	838	404	105

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- 同戦略において、現地調査を加速化することとしたことを踏まえ、令和3年度における現地調査の派遣回数を令和元年度からほぼ倍増することを計画。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- 場所及び名簿の情報がある57埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施し（令和3年度は10回実施予定）、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- 57埋葬地の名簿登載者数 4,760名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、
- 海外現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施し（令和3年度は59回実施予定）、その結果を踏まえ令和6年度までに遺骨収集を実施。

令和2年度及び3年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

(コロナ禍における遺骨収集事業の対応)

各国の入国制限等の現状

- 令和3年6月末時点、遺骨収集の対象国については、外務省の感染症危険情報は全ての国に対しレベル2(不要不急の渡航は止めてください)又はレベル3(渡航中止勧告)が発出されている。
- また、遺骨収集の対象国については、一部を除き、入国制限(入国拒否など)又は入国後の行動制限(14日間の自己隔離など)がかかっている状況。(レベル2の地域であっても、医療体制の問題から外国人の入国に厳しい国もある。)



令和2年度の派遣実績

- 硫黄島遺骨収集等 → 派遣者を絞るなどして調査派遣等を20回、収集派遣を3回実施し、46柱の遺骨を收容。収集派遣は壕内に入り密な環境で作業を行うことから渡島前にPCR検査を実施して対応。
- ハワイ遺骨受領 → 令和2年11月に入国制限が緩和(自己隔離免除)されたことから、同月、厚労省職員をハワイへ派遣し、DPAA研究所保管の遺骨(※)を受領。
※ キリバス共和国タラワ環礁で收容されたDPAA管理下の遺骨で、その後のDNA鑑定で身元が特定された戦没者遺骨2柱。



令和3年度の取組

- 国内の硫黄島の派遣を実施。沖縄への派遣についても条件が整えば実施を検討。また、令和3年6月に鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖に沈む旧日本軍機に係る遺骨・遺留品の確認調査派遣を実施。
- 海外派遣は、感染症危険情報や入国制限等の状況を見ながら検討。状況が改善され、派遣が可能と判断された国から順次、事業を実施。
- 今後の遺骨収集の実施に向け、外交ルートを通じた文書の送付や、厚労省と遺骨収集の対象国によるオンラインでの協議を実施することとしている。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数：21,900人 収容遺骨概数：10,520柱 未収容遺骨概数：11,380柱

概況

- ・ 硫黄島については、日本の領土であるにもかかわらず、約1万1千柱の遺骨が未帰還である。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで141回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位：柱数)

28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
19	17	42	11	46

<派遣回数数の推移>

	28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
調査等	23	30	24	23	20
収集	4	2	3	4	3

令和2年度の取組状況

- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、調査等は派遣者を厚労省と推進協会事務局職員に限定し20回実施。遺骨収集については、渡島前にPCR検査を行い、3回実施し46柱を収容した。
(第4回遺骨収集派遣は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下であったため中止。別途、遺骨送還のための派遣を実施。)
- ・ また、以下の取組を実施。
 - ①外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - ②踏査による面的調査のフォローアップ調査
 - ③滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査
 - ④滑走路地区周辺の地下壕の、閉塞地点の先の地下壕の有無の調査
 - ⑤改良型地中探査レーダを用いた北飛行場跡地(半面)における地下壕の探査

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,488柱（うち、政府による遺骨収集数：51,992柱） 未収容遺骨数：648柱

概況

- 沖縄県においては、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。

沖縄県：県民等からの情報により地表付近で発見された御遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
厚生労働省：重機による掘削等が必要な大規模地下壕などの遺骨収集を実施。

※沖縄においては、ボランティアの方や開発業者等が御遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが御遺骨を収容する仕組みが構築されている。

実績

- 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収容が行われ、13万5千余柱に上る御遺骨が収容された。
- 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに51,992柱の御遺骨を収容した。
- 令和2年度末までに合わせて187,488柱の御遺骨を収容した。

（参考）沖縄戦没者数 188,136人（沖縄県推計）

- 沖縄戦没者遺骨収集等委託費（※）令和3年度予算 約26百万円

※国は、沖縄県内での遺骨情報の一元化等情報収集体制の構築（戦没者遺骨収集情報センター）やボランティア団体等が行う遺骨収容活動の支援に係る費用について委託費として沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

（単位：柱数）

28年度	29年度	30年度	令元年度	令2年度
30	7	18	56	57



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子（土中の御遺骨を確認中）



令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子（埋没した構築壕の位置を特定中）

令和2年度の実施状況

- 令和2年度は、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターにおいて57柱を収容した。
- 沖縄においては、発見された御遺骨が沖縄戦における戦没者の御遺骨でなく古墓（※）由来の遺骨の可能性があるとという特殊性を踏まえ、遺骨収集手順書（別冊沖縄編）を作成した。 ※沖縄に古来からある自然壕等を利用した墓のこと。

沖縄戦没者遺骨収容実施状況

(令和3年5月末現在)

戦没者数 188,136人 (沖縄県推計)
 収容数 187,488柱 (1. 政府による収容数+2. 沖縄県民による収容数)

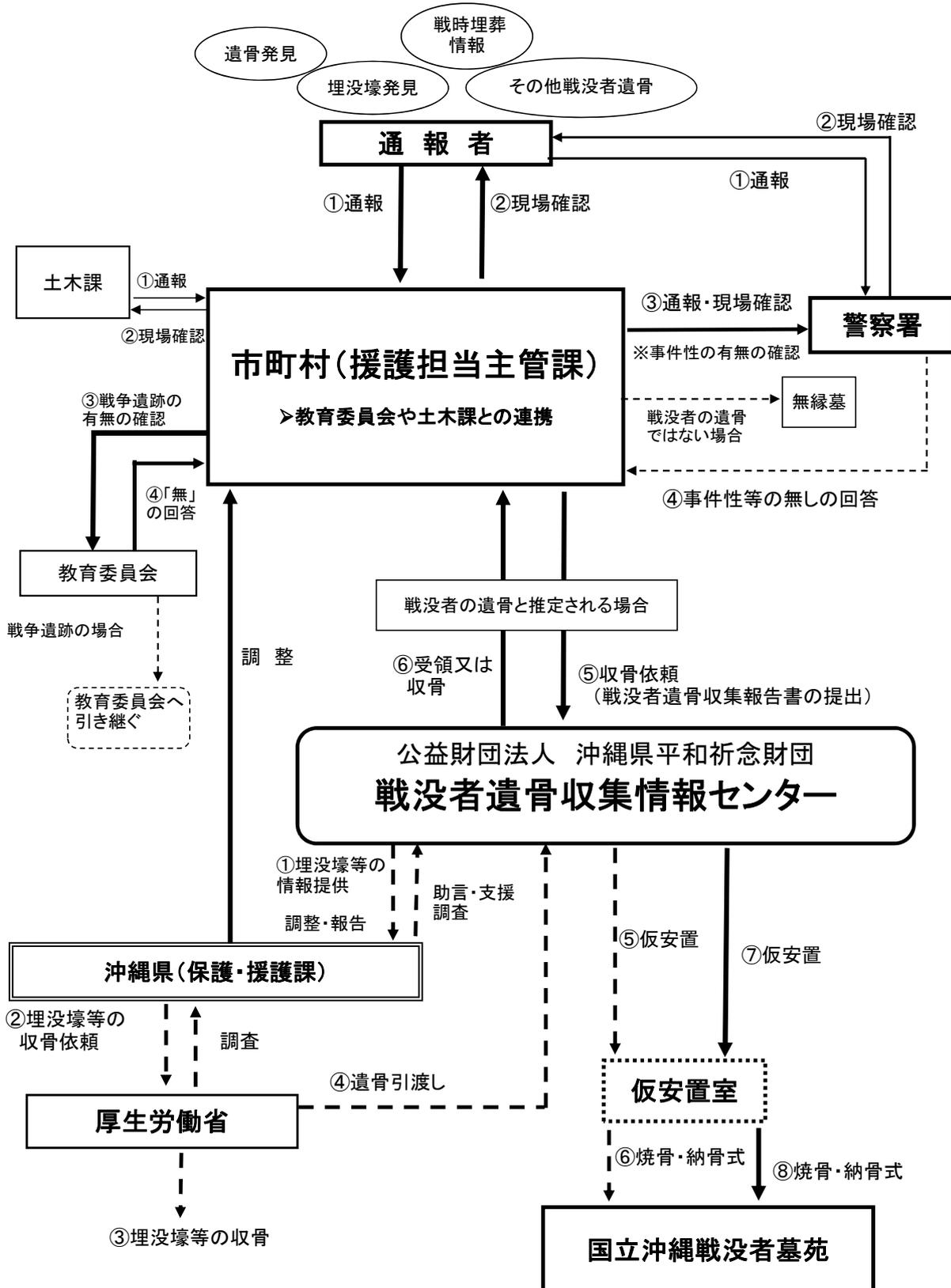
1. 政府による収容数 51,992柱

内訳 (単位: 柱)

年度	琉球政府	沖縄県	政府派遣団	合計
昭和31～46	32,984			32,984
47			10	10
48		2,141	65	2,206
49		1,007	755	1,762
50		311	1,237	1,548
51		1,086	2,151	3,237
52		855	566	1,421
53		260	241	501
54		637	122	759
55		380	25	405
56		265	46	311
57		256	288	544
58		383	161	544
59		280	45	325
60		275	128	403
61		481	36	517
62		203	162	365
63		132	26	158
平成元年度		226	0	226
2		166	21	187
3		88	5	93
4		167	3	170
5		208	14	222
6		284	7	291
7		146	0	146
8		89	1	90
9		88	12	100
10		116	0	116
11		105	5	110
12		89	13	102
13		109	11	120
14		116	20	136
15		87	9	96
16		168	12	180
17		75	6	81
18		76	8	84
19		96	0	96
20		80	0	80
21		143	30	173
22		112	16	128
23		150	9	159
24		85	16	101
25		261	0	261
26		143	25	168
27		96	12	108
28		26	4	30
29		7	0	7
30		18	0	18
令和元年度		55	1	56
2		57	0	57
3				0
合計	32,984	12,684	6,324	51,992

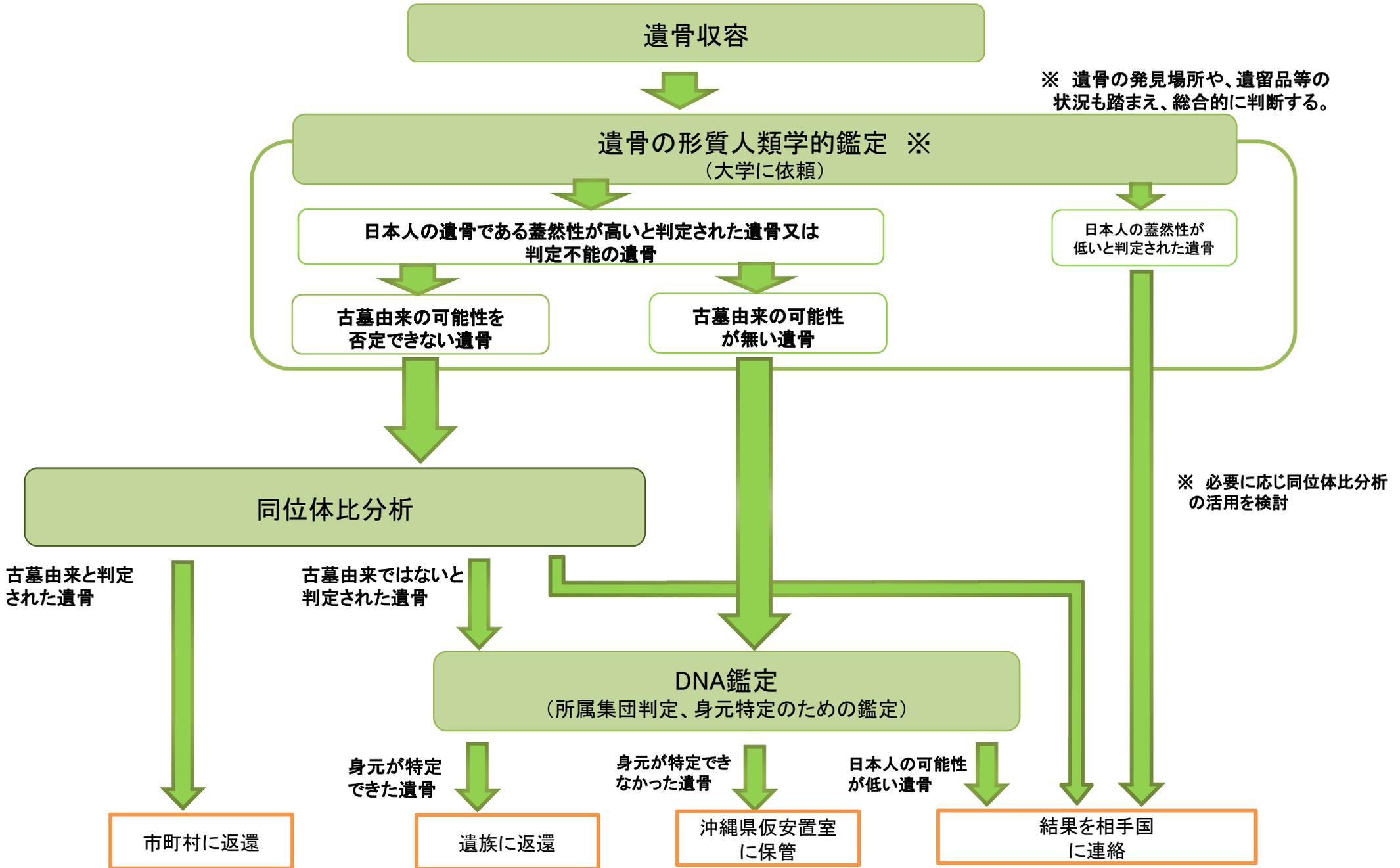
2. 沖縄県民による収容数 135,496柱

戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

令和3年度 沖縄における遺骨収容及び鑑定の流れ



戦没者遺骨収集等における手順書
別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」

沖縄における遺骨収集等に関し、歴史・文化等の背景から、発見された遺骨が沖縄戦における戦没者の遺骨でなく古墓由来の遺骨の可能性があるとこの特殊性が挙げられるため、古墓由来の遺骨か否か科学的に判別する手段として、「遺骨の形質の鑑定」に加え、「同位体比分析」（「放射性炭素年代測定」及び「安定同位体比分析」をいう。以下同じ）を用いることとする。

このため、沖縄における遺骨収集等の手順については、「戦没者遺骨収集等における手順書」（以下「本編」という。）を基本としつつ、この別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」を設け、具体的には、下記2及び3の手順を本編に優先するものとする。

記

（沖縄における遺骨収集の役割分担）

- 1 沖縄における遺骨収集は、発見される遺骨の状況に応じ、国（厚生労働省）と沖縄県（戦没者遺骨収集情報センター）で役割を分担して行っている。具体的には次のとおり。

国（厚生労働省）：

宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集

沖縄県（戦没者遺骨収集情報センター）：

県民などからの情報により地表付近で発見された遺骨の収集（戦没者遺骨収集情報センターが直接收容、又は、遺骨収集ボランティア等から受領）

（本編に優先する事項）

2 本編の中で、「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」～「12 遺骨の送還及び焼骨」に関連し、沖縄における遺骨収集では次の手順を採用するものとする。

（1） 国又は沖縄県が遺骨収集し、又は受領した遺骨について、形質の鑑定（大学に依頼）を、次の①から③の手順により行う。

① 遺骨の人獣鑑別（人骨か、獣骨か）の判断を行う。

② ①の結果、人骨であると判断したものについては、日本人の遺骨である蓋然性についての判定を行う。

③ ②の結果、「日本人の遺骨の蓋然性が高いと判定された遺骨」又は「判定不能の遺骨」と判定されたものの結果については、古墓由来遺骨の可能性の有無について判断を行う。

（2） 上記（1）③の判断の結果に応じ、以下のとおり同位体比分析、DNA鑑定等を行う。

（i） 古墓由来の可能性が無い遺骨については、所属集団及び身元特定のためのDNA鑑定を行う。

（ii） 古墓由来の可能性を否定できない遺骨については、同位体比分析を行う。その結果、古墓由来の遺骨と判定されたものについては、沖縄県が関係する自治体等に協議の上、返還する。古墓由来の遺骨でないと判定されたものについては、所属集団及び身元特定のためのDNA鑑定を行う。

3 検体の採取にあたっては、次の定めのおりとする。

（1） 遺骨収集又は受領時に行う遺骨の形質鑑定の際に、厚生労働省が依頼す

る形質鑑定の専門家及び同位体比分析の専門家の立ち会いの下、同位体比分析用の検体及び DNA 鑑定用の検体を採取する。

- (2) 古墓が多い地域で発見された遺骨は、必要に応じて収容前に同位体比分析を行うための検体のみを採取することとする。

鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖に沈む旧日本海軍機の遺骨調査等について

1 これまでの経緯

- 平成27年秋、喜志鹿崎沖に旧日本軍機が沈んでいることが地元ダイビングセンターによって発見された。平成30年度西之表市が地元ダイバーによる潜水調査に協力したが、御遺骨は確認できなかった。
- 令和元年度に日本戦没者遺骨収集推進協会（厚生労働省が遺骨収集事業を委託している団体）（日本遺族会等で構成）が現場の調査を行い、旧日本海軍の九七式艦上攻撃機が水深18m付近の海底に腹部を上向きにして沈んでいることが確認できた。なお、コックピットは砂に埋もれていたため御遺骨は確認できなかった。
- 令和3年4月30日、日本戦没者遺骨収集推進協会が遺骨収集作業を実施する業者を公募。5月13日に、鹿児島の地元業者に決定した。



当該九七式艦上攻撃機について

九七式艦上攻撃機は、第二次世界大戦開戦時の真珠湾攻撃で使用され、終戦間近には特攻機としても使用された機体である。

2 今回の調査結果等

- 令和3年6月14日(月)～27日(日)にかけて調査を実施。
- 引き揚げた機体及び機体周辺の砂について御遺骨等の有無を確認する詳細な作業を行ったが、御遺骨や氏名等が記載された遺留品は見つからなかった。なお、搭乗員が使用していたと思われる鉛筆とペンチ状の工具が発見された。(日本戦没者遺骨収集推進協会が持ち帰り保管。)

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
旧ソ連	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,750柱 ・未収容遺骨概数 34,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（57か所）を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和2年度は、年度当初に3地域において埋葬地調査を、3地域において遺骨収集を計画したが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画の変更（延期・中止）が生じている。 ・また、令和元年9月に過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア連邦政府とは9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を受けた埋葬地の遺骨の取り扱いや今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、ロシア連邦政府等との協議を進める。 ・保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 1,700人 ・収容遺骨概数 1,500柱 ・未収容遺骨概数 200柱 <p>※ ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の埋葬地を除き概了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、保有情報を精査した上で、埋葬地調査を行い、収容可能な埋葬地について収容を実施。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン共和国大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。
--------------------	---	--	---

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 188,136人 ・収容遺骨数 187,488柱 ・未収容遺骨数 648柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。
東京都小笠原村硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨概数 10,520柱 ・未収容遺骨概数 11,380柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和2年度は46柱を収容。 第1回遺骨収集団(7月) 11柱 第2回遺骨収集団(9月) 19柱 第3回遺骨収集団(12月) 16柱 ※第4回遺骨収集派遣について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下であったため、中止。別途、遺骨送還のための派遣を実施。 ・令和3年度は、4回実施予定。 	<p>令和3年度は左記を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滑走路地区の地下壕について、 ①先に確認された未探索の壕(1ヶ所)について閉塞地点の先の延長部の開口工事を着手する。 ②令和元年度に発見された壕(1ヶ所)について、壕の構造や入壕方法の調査・検討を行う。 ③面的なボーリング調査により地下20m程度までの壕の探査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・地中探査レーダにより北飛行場跡地の探査を行う。 ・滑走路地区周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を行う。 ・滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進める。 ・平成23～30年度に行った面的調査のフォローアップ調査を行う。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 ・平成29年度のブラバロオ村での現地調査及び遺骨収集において、現地及び日本側の遺骨鑑定人や、派遣団長の対応が不十分であり、獣骨として現地に埋め戻した骨に人骨が含まれていたことが、平成30年度の現地調査において判明（再度人骨と獣骨を選別し人骨は日本に送還済）。当時の派遣団員の意見も聴取し、再発防止策を手順書に明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束状況及びミャンマー国内情勢の今後の状況を見つつ、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取組み、遺骨収集の促進を図る予定。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、ミャンマー政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・グアム歴史保存局から受領見込の遺骨(3柱)あり。 ・サイパン歴史保存局で保管中の収容遺骨(53柱)あり。 ・テニアンで収容し、持ち帰った検体(86柱分)がDNA鑑定に適さなかったため、再採取の必要あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣が開始できるように、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・タラワ環礁で米国側NGO団体が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、現在米国のDPAA管理下にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による遺骨情報の収集に取組み、遺骨収集の促進を図る。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺骨収集の抜本的見直しに則した覚書に改訂（検体持ち出し規定も盛り込む） ・これまで本地域においては、ペリリュー島を中心に遺骨収集を実施してきたが、今後はアンガウル島（集団埋葬地情報）も取り組むこととしている。 ・ペリリュー島の埋没戦車遺骨情報をはじめ、複数の遺骨情報あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。 ・覚書の改訂（抜本的見直しの反映） ・埋没戦車等に係る対応について、更なる詳細情報の収集が必要。
トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイ (メレヨン) 環礁) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島（チューク州トル島）で1箇所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・トラック環礁内の沈没艦船で戦没者と思われる遺骨発見の情報あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。 ・水曜島については地権者との合意が必要 ・沈没艦船については収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は現地調査を6回実施し、令和2年度で遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い派遣を中止。 ・PNG国立博物館で保管中の収容遺骨あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度はソロモン諸島のガダルカナル島中央の山岳地帯で実施。令和2年度以降はピエズ島、マサマサ島でも実施予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い派遣を中止。 ・ガダルカナル島で現地保管中の遺骨（約280柱）あり。検体の持ち帰りに際し、収容地点によっては日米共同鑑定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。 ・なお、日米共同鑑定の実施について、DPAAとの調整が必要。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に遺骨収集を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、現地調査を行うとともに、新たな遺骨情報の調査・収集に取り組み、遺骨収集の促進を図る。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資料調査により取得した情報(9件)を保有。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査を実施。
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 <p>※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。 ・しかし、上記の7柱の身元特定のための検体は通関手続上の技術的問題により、また、日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・7柱分の検体を受領するとともに、現地に保管されている遺骨から検体を採取して送還し、所属集団の判定のためのDNA鑑定等を実施する。

各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	<p>(韓国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 <p>(台湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 <p>※) 戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報はなし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑨

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアンを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集を再開するための協定については令和元年6月ジャカルタにおいて駐インドネシア日本国大使とインドネシア教育文科省文化総局長との間で署名が行われた。 ・令和元年度末を目途に、スピオリの遺骨収集を行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い派遣を中止し、それ以後も同影響により派遣を行うことができない状況。 ・形質鑑定等の結果、日本人と推定された遺骨について、インドネシア側において科学的な鑑定を行うことが可能かインドネシア関係機関との協議・鑑定にかかる合意書の取り交わしが必要。 <p>※両国間の協定に基づき、火葬した遺骨のみ日本に送還が可能となる。したがって、遺骨の検体をインドネシア国外への持ち出しができず、日本側で科学的な鑑定（身元特定及び所属集団判定のDNA鑑定）を行うことができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度において協定に基づき、派遣の日程や場所を含む年次活動計画等をインドネシア政府へ提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。

各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	<p><遺骨収集（現地調査）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、平成30年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書を取り交わし、同協力覚書に基づき、同年10月より事業を開始した。 ※平成30年度：現地調査2回（ルソン島）、令和元年度：現地調査1回（ルソン島） ・これまでの現地調査の結果、形質鑑定により日本人であると思われる遺骨については、検体を採取のうえ日本に持ち帰っており、今後、科学的な鑑定を行うこととしている。 ・検体以外の遺骨は、協力覚書に付随する手順指針に基づきフィリピン国立博物館（以下、「NM」と記載）に保管している。 ・令和2年度においても、計画的に現地調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施が困難な状況。 ・また、令和元年11月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。 <p><NM保管遺骨の確認作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨は、平成28年12月からフィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定を実施している。 	<p><遺骨収集（現地調査）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月末にフィリピン政府に対し、年次活動計画案を提出しているが、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、予定を変更した年次活動計画等を再提出のうえ、同計画に基づき各派遣の実施を目指す。 ※収容・鑑定のあり方の見直しに基づく対応を行っていく。 ・公表された遺骨のDNA鑑定を行い、日本人でないと判定された場合は、フィリピン政府に鑑定結果を説明し、取扱いについて協議を行っていく。 ・協力覚書以前に収集され、NMに保管中の遺骨について、引き続き鑑定を実施するとともに、今後同位体比分析による年代測定の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
中国本土、中国東北部（ノモンハンを含む）	<p>（中国本土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 <p>（中国東北部）</p> <p>※ノモンハンを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報（12件）を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供あり。 	<p>（中国本土及び東北部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 <p>（ノモンハン＜モンゴル側＞）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハルハ河戦勝博物館長より情報提供のあった遺骨情報について現地調査を行う予定。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 （米軍基地内） ・ミリ環礁	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域においては、ウォッセ島の遺骨情報を中心に遺骨収集の促進を図ることとしている。 ・クエゼリン島の集団埋葬地における現地調査のためには、DPAAに情報提供を求め、詳細地点を絞り込む必要がある。また、同島（米軍基地）の立入調査には米軍側の許可が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束後に速やかに現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> ・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の収束状況を見つつ、今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和3年3月末時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。(米国側からの連絡) ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など)への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。 ・アッツ島の現状把握のための事前調査の実施にあたり、米国側(アラスカ陸軍工兵隊)と支払に関する合意書の取り交わしについて具体的な調整を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意(いわゆるストックホルム合意)。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

令和3年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和3年3月
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和3年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー4班、マリアナ諸島7班、パラオ諸島4班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、インド2班、フィリピン14班、インドネシア4班、その他地域9班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	シャン州、マンダレー地域、マグウェイ地域、ラカイン州、バゴー地域西部	10月中旬 ～ 10月下旬
	チン州、モン州、バゴー地域東部	11月上旬 ～ 11月下旬
	カヤー州、カレン州、カチン州、ザガイン地域東部、マグウェイ地域北部	12月上旬 ～ 12月下旬
	ザガイン地域西部、カレン州、バゴー地域東部	3月上旬 ～ 3月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	6月上旬 ～ 6月下旬
	グアム島	7月上旬 ～ 7月中旬
	サイパン島	8月中旬 ～ 8月下旬
	テニアン島	9月中旬 ～ 9月下旬
	グアム島	10月下旬 ～ 11月上旬
	サイパン島	2月上旬 ～ 2月中旬
	テニアン島	3月上旬 ～ 3月下旬

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島、コロール州	5月中旬 ~ 6月上旬
	ペリリュー島、アンガウル島	7月中旬 ~ 7月下旬
	ペリリュー島、アンガウル島、本島等	9月中旬 ~ 9月下旬
	ペリリュー島、アンガウル島、本島等	2月下旬 ~ 3月中旬
マーシャル諸島	クエゼリン環礁、ミレ環礁、マジェロ環礁等	8月頃
東部ニューギニア	東セピック州、サンダウン州	5月下旬 ~ 6月中旬
	東セピック州	6月下旬 ~ 7月中旬
	マダン州	7月中旬 ~ 8月上旬
	マダン州、オロ州	8月下旬 ~ 9月中旬
	モロベ州、オロ州	9月下旬 ~ 10月中旬
	モロベ州、ミルンベイ州	10月下旬 ~ 11月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ミルンベイ州、オロ州、セントラル州	11月下旬 ~ 12月中旬
	ガダルカナル島等	5月下旬 ~ 6月上旬
	ブーゲンビル島タロキナ、ブイン、シワイ等	7月上旬 ~ 7月下旬
	ニューブリテン島西ニューブリテン州等	8月中旬 ~ 9月上旬
	ガダルカナル島等	10月中旬 ~ 11月上旬
	ピエズ島、マサマサ島等	11月中旬 ~ 12月上旬
インド	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月中旬 ~ 2月中旬
	マニプール州、ナガランド州等	9月上旬 ~ 9月中旬 11月中旬 ~ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、ベンゲット	8月上旬 ~ 8月中旬 8月上旬 ~ 8月中旬 9月上旬 ~ 9月中旬 9月上旬 ~ 9月中旬 10月上旬 ~ 10月中旬

	州、ラウニオン州、パン パンガ州、サンパレス 州、イサベラ州、カガヤ ン州、ケソン州、ラグナ 州、バタンガス州	10月上旬 ~ 10月中旬
		11月上旬 ~ 11月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
		3月中旬 ~ 3月下旬
インドネシア	パプア州・スピオリ島	5月中旬 ~ 5月下旬
	パプア州・ジャヤプラ市	11月上旬 ~ 11月中旬
	西パプア州・マノクワ リ・ヤカチ	1月中旬 ~ 1月下旬
	パプア州・ビアク島	3月上旬 ~ 3月中旬
その他	バヌアツ、オーストラリ ア、北ボルネオ、モンゴ ル、鹿児島県西之表市喜 志鹿崎、米領パガン島、 ミクロネシア連邦、ギル バート諸島	5月下旬 ~ 3月頃

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域5班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガ イン地域、チン州、シ ャン州等	2月頃
マリアナ諸島	サイパン島、テナン 島等	11月頃

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	11月下旬 ～ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	10月頃
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	6月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、オロ州等	2月頃
ビスマーク・ソロモン諸島	ソロモン諸島（ガダルカナル島）	10月頃
	ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島等）	2月下旬 ～ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島等	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月頃
		9月頃
その他	モンゴル、樺太・千島、バングラデシュ、鹿児島県西之表市喜志鹿崎	6月末頃 ～ 12月頃

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	5月下旬 ~ 6月上旬
	イルクーツク州	6月下旬 ~ 7月上旬
	沿海地方	9月中旬 ~ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	6月中旬 ~ 6月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬 ~ 8月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
	イルクーツク州	7月下旬 ~ 8月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	8月中旬 ~ 8月下旬

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、ロシア連邦政府等から情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、昨年 4 月に機密指定が解除されたことを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった 13 の埋葬地のうち、未整備と思われるものについての現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。
中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。
なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、昨年夏にとりまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方(令和2年8月厚生労働省社会・援護局)」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとする。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者遺骨の鑑定については、昨年5月にとりまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、同年7月に、遺骨の科学的な鑑定や鑑定に関する研究等を行う「戦没者遺骨鑑定センター」を立ち上げたところであり、引き続き鑑定体制の充実に努めていく。

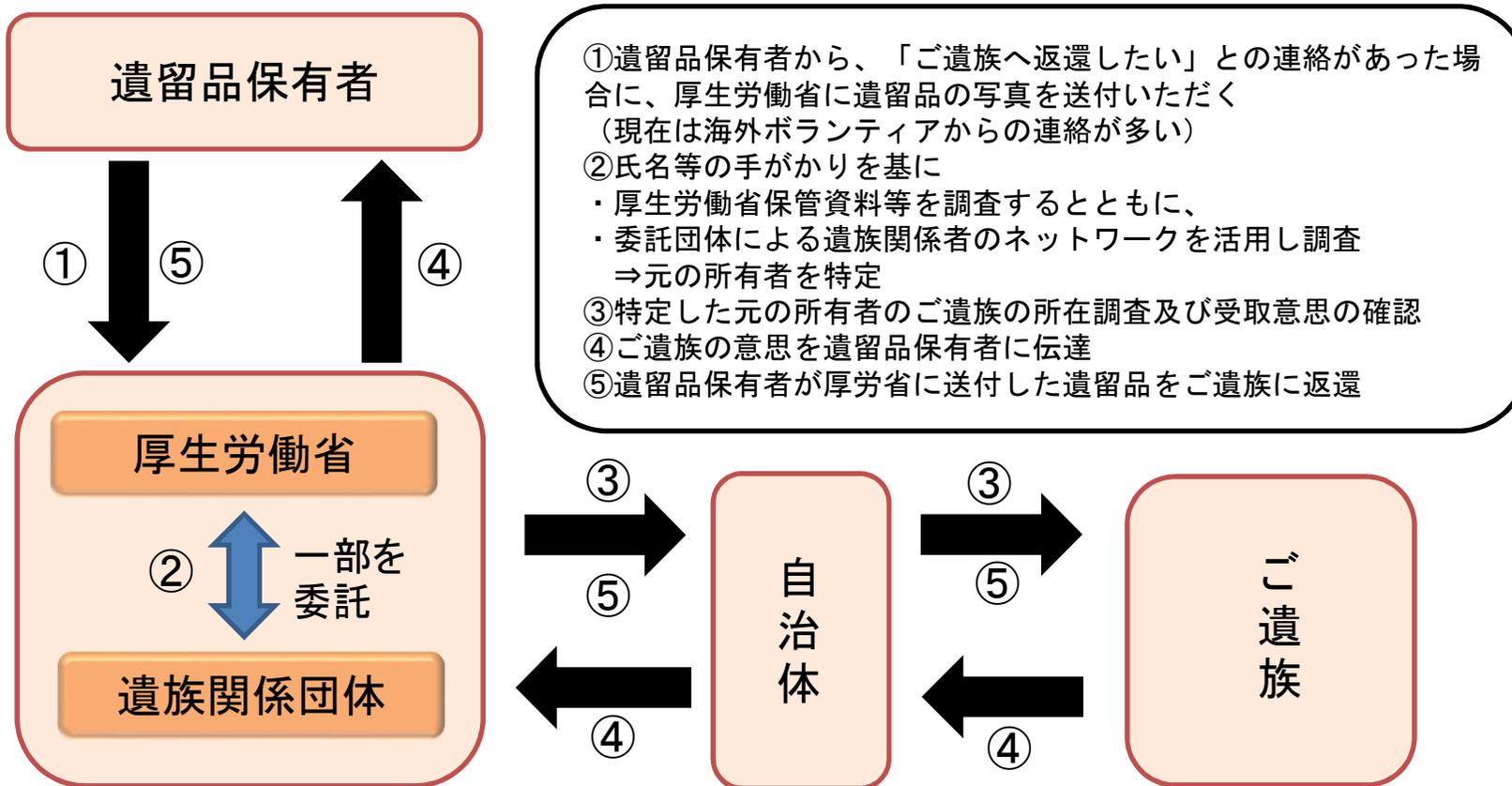
7. その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。

戦没者の遺留品調査・返還業務について

業務の概要：

戦没者の遺留品について遺留品保有者から「ご遺族へ返還したい」との連絡を受けた場合、下記の流れに沿って調査・返還業務を実施している。



【参考】直近3年の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受付件数(新規)	365	318	439
ご遺族へ返還した件数	61	82	157
元の所有者が特定できなかった・ご遺族受領辞退等の件数	194	366	515